

令和 7・8 年度 鹿児島県建設工事入札参加資格における格付区分

鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成 8 年 9 月 27 日告示第 1402 号）第 3 条に規定する判定基準等のうち格付区分について、次のとおり定める。

1 総合点数（令和 6 年 3 月 29 日公表）を用いて、次の基準により格付を行う。

ただし、土木一式工事及び建築一式工事の A 級については、特に経営状況や施工実績等総合的な施工能力を重視する必要があることから、総合点数だけでなく、土木一式工事の A 級については経営事項評価点数及び完成工事高も、建築一式工事の A 級については経営事項評価点数も条件とする。

格 付 区 分	土木一式	建築一式	舗 装	電 気	管	造 園
A	1490以上かつ 経営事項評価点数 890以上及び 完成工事高 1 億円 以上	1250以上かつ 経営事項評価点数 800以上	1250以上	1180以上	1040以上	950以上
㊸	1390～1489	1170～1249		1080～1179	990～1039	900～949
B	1240～1389	1100～1169	1060～1249	970～1079	940～ 989	899以下
㊹	1120～1239	1040～1099		860～ 969	880～ 939	
C	950～1119	970～1039	1059以下	859以下	879以下	
㊺	830～ 949	850～ 969				
D	829以下	849以下				

2 総合点数で B, C, D に格付される者のうち、過去 5 か年度（建築一式工事、電気工事、管工事は 10 か年度）において 2 件以上の県工事の実績があり、かつ、県工事成績の平均点が 84 点以上の者は、それぞれ㊸, ㊹, ㊺に格付する。（県内業者のみ適用）

※ 県工事成績の上昇を踏まえ、平均点が 84 点以上の者をそれぞれ㊸, ㊹, ㊺に格付けします。（令和 7 年 3 月修正）

3 昇格・降格は運用区分のマル付を含め 2 段階に限定する。（県内業者のみ適用）

4 新規申請者は原則として最下位の格付区分に格付する。（県内業者のみ適用）